

かまくら 女性史の会 Newsletter

第 138 号

2026 年 5 月 23 日 発行

〒248-0012 鎌倉市御成町 18-10
NPOセンター鎌倉 気付
メールボックス 26
E-mail: syokmat@yahoo.co.jp

《二、明治時代後半と、大正デモクラシー時代の教育と女性教師の歩み》

① 大日本帝国憲法と女性の地位・教育

1889(明治 22)年「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」の絶対的天皇制憲法が發布され、「集会及政社法」(1890)は軍人、警察官、教員、生徒、未成年者と共に、これ迄政治活動が認められていた全ての女子が政治結社に加入することは勿論、政治演説会参加も禁止。98年女性の人権無視、封建的家族制度の民法制定、90年、天皇制支配強化の「教育勅語」發布。忠孝を道徳の基本とし、教育は全て教育勅語に従って行われることになり、謄本と文相訓示を全国小学校に交付した。

② 尊王愛国・忠良な臣民を育成する道徳教育、国民教育を進める小学校令と師範学校令

1889年師範学校女子部修学年を1年短縮し、男子より低位で履修も英語・漢文はない。91年「小学校祝日大祭日儀式規程」で紀元節、天長節、元始祭等の祝祭日に校長、教員、生徒が式場に参集し御真影拝礼、天皇・皇后両陛下へ万歳奉祝、教育勅語奉読、訓話、式歌合唱で天皇へ絶対服従の心情を培う。

○「自由と権利を求める女性らのエネルギー」が冬の時代を突き破った 1880～1900年代

日清戦争(1894～)と日露戦争(1904～)に挿まれた19～20世紀の始まりは日本の中国・朝鮮侵略、軍国主義の「君二忠二親二孝二」と教育勅語で国民を縛る冬の時代だった。80～90年代、日本資本主義急速な発達のなか、紡績、製糸の繊維産業はじめ働く女性が増えた。賃金は男性の半分だが人間らしく生きる喜びをうたった与謝野晶子の「乱れ髪」(1901)や戦争の最中「君死にたもうことなかれ」(04)、1911年『青鞥』発刊。「元始、女性は実に太陽であった。今、女性は月である。他に依って生き、他の光によって輝く、病人のように青白い顔の月である。私どもは隠されてしまった我が太陽を今や取り戻さねばならぬ」(平塚らいてう)『青鞥』は1年後に三千部に。読者は女教師や女性記者などが多かったという。労働運動や社会主義運動も盛んで、ストも増え、11年年末年始六千人の東京市電スト勝利など、冬の時代を乗り越える民主主義が育ち始めた。1886年の甲府雨宮の製糸工場工女スト勝利は、日本で最初のストライキだった。1908年長野県が「女教員妊娠規程」2か月産前産後の有給休暇を認めた。

○明治、学制の始まりが女性を自由と民権に目覚めさせる。20世紀の女性は連帯で働く権利獲得

1917年(大正6年)全国女教員大会で発言あり、翌年も訴えが続き、20年の大会で「産前産後8週間の全給与支給決定」。長野県のたたかいが全国に拡大、22年東京市で、妊娠5か月以上体操授業交代、産後8週間の産休を認め、22年文部省は産前2週間、産後6週間の休養を認める訓令を出した。女教師の教壇生活初めて、50年後に実現した権利。当時の実態は産前66%、産後67%だが、制度が出来た背景は、当時の労働運動や教師の組織「啓明会」が出来た盛り上がりがある。19年大戦後の大恐慌のなか、兵庫の川崎造船で、職工16,700人が8時間労働制を日本で初めて勝ち取り、富山の女一揆や兵庫など米騒動が全国に広がり大正デモクラシーの自由主義教育や鈴木三重吉の「赤い鳥」が目撃された。(全4回連載)